

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課)

ページ

規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則(平成七年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一種対象事業に係る」を削り、「第十六条の三」を「第十六条の四」に、「第三十条の二」を「第三十条の三」に、「第四章 第二種対象事業に係る環境影響評価の手續(第三十七条 第四十条)」を「第四章 削除」に改める。

第三条中「及び別表第二」を削る。

第四条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第三章 第一種対象事業に係る環境影響評価の手續を「第三章 環境影響評価の手續」に改める。

第五条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、同条第二項中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、「知事に」を「それぞれ知事に」に改める。

第六条第一項第二号及び第三号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同項第五号中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加える。

第七条第一項中「方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(方法書の公表等)

第七条の二 条例第八条第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による方法書及び方法書要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトへの掲載

二 関係市町村のウェブサイトへの掲載（関係市町村の協力が得られた場合に限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、事業者が利用できるウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催方法等)

第七条の三 条例第八条の二第一項の規定による方法書説明会は、関係地域の規模、関係住民の利便性等を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、関係地域を複数の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 条例第八条の二第一項ただし書の規定による協議は、別記第五号様式により申し出るものとする。

3 条例第八条の二第二項の規定による方法書説明会の開催の通知は、別記第六号様式により行うものとする。

4 第六条第二項の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。
(方法書説明会の開催報告等)

第七条の四 条例第八条の二第四項の規定による報告は、方法書説明会を開催した場合にあつては別記第七号様式により、同条第三項の規定により方法書説明会を開催することができなかった場合にあつては別記第八号様式により行うものとする。

第八条第一項第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第九条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第一項中「別表第四」を「別表第三」に、「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同条第二項中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第十条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「準備書」の下に「及び準備書要約書」を加え、「別記第四号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第二項中「準備書」の下に「及び準備書要約書」を加える。

第十一条後段中「第六条第一項第六号」を「第六条第一項第五号中「方法書要約書」とあるのは「準備書要約書」と、同項第六号」に改める。

第十二条中「準備書」の下に「及び準備書要約書」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(準備書の公表等)

第十二条の二 第七条の二の規定は、条例第十四条第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による準備書及び準備書要約書の公表について準用する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(準備書説明会の開催方法等)

第十三条 第七条の三の規定は、条例第十五条第一項の規定による準備書説明会について準用する。

(準備書説明会の開催報告等)

第十四条 第七条の四の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二第四項の規定による準備書説明会の報告について準用する。

第十六条の二第一項第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第三章第三節中第十六条の三の次に次の一条を加える。

(見解書の公表)

第十六条の四 条例第十九条の規定によるインターネットの利用その他の方法による見解書の公表は、岐阜県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十七条第二項第三号及び第十八条第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第二十九条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加える。

第三十条第一項第二号中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同項第三号中「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加える。

第三十条の二中「評価書」の下に「及び評価書要約書」を加え、第三章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(評価書の公表等)

第三十条の三 第七条の二の規定は、条例第二十三条第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による評価書及び評価書要約書の公表について準用する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(事業者の変更の公告事項等)

第三十二条の二 条例第二十六条の二第一項の規定により公告しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 変更後の事業者の氏名及び住所

- 二 変更前の事業者の氏名及び住所
- 三 対象事業の名称
- 四 変更年月日

2 第六条第二項の規定は条例第二十六条の二第一項の規定による公告について、第六条第三項の規定は条例第二十六条の二第二項の規定による報告について準用する。
第三十二条及び第三十四条の見出し中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(対象事業の内容の変更の届出の公告事項等)

第三十四条の二 条例第二十七条の二第一項の規定により公告しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 対象事業の名称
- 三 変更年月日
- 四 変更の内容
- 五 変更の理由
- 六 変更の届出の内容の公表方法

2 第六条第二項の規定は条例第二十七条の二第一項の規定による公告について、第六条第三項の規定は条例第二十七条の二第二項の規定による報告について準用する。

(対象事業の内容の変更の届出の公表)

第三十四条の三 第七条の二の規定は、条例第二十七条の二第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による対象事業の内容の変更の届出の公表について準用する。

第三十五条の見出し中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第三十七条から第四十条まで 削除

第四十二条第一項中「規則で定める事項は、次に掲げる事項」を「規定により作成する事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するもの」に改め、同条第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、事後調査の内容により知事が認める場合は、この限りでない。
第四十三条の次に次の三条を加える。

(事後調査報告書の公告事項等)

第四十三条の二 条例第三十八条の二第一項の規定により公告しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 対象事業の名称及び種類
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

2 第六条第二項の規定は条例第三十八条の二第一項の規定による公告について、第六条第三項の規定は条例第三十八条の二第二項の規定による報告について準用する。

(事後調査報告書の縦覧場所)

第四十三条の三 第七条の規定は、条例第三十八条の二第一項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧について準用する。

(事後調査報告書の公表)

第四十三条の四 第七条の二の規定は、条例第三十八条の二第一項の規定によるインターネットの利用その他の方法による事後調査報告書の公表について準用する。

第五十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一中「第一種対象事業」を削り、同表一の項を次のように改める。

一 条例別表第一号に掲げる事業	<p>1 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業(以下「土地開発事業」という。)(の施行(2から5まで)に掲げる事業及び自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)第二条第六号の公園事業又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。)</p>	<p>施行する土地の区域(以下「施行区域」という。)(の面積が二十ヘクタール以上のもの(標高千五百メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が五ヘクタール以上のもの)</p>
2 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第二条第二項の流		<p>施行区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>

<p>通業務団地造成事業の施行</p>	
<p>3 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第三号イの工業団地を造成する事業の施行</p>	<p>施行区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>
<p>4 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項の土地区画整理事業の施行</p>	<p>施行区域の面積が七十ヘクタール以上のもの</p>
<p>5 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）の造成事業の施行</p>	<p>施行区域内の最大の団地の面積が五百ヘクタール以上のもの</p>

別表第二二の項中「道路の建設」を「条例別表第二号に掲げる事業」に改め、「（以下「一般国道等」という。）」を削り、「七・五キロメートル」を「五キロメートル」に改め、同表三の項中「ダム又は放水路の建設」を「条例別表第三号に掲げる事業」に改め、「以下同じ。」を削り、同表四の項中「堰せきの建設」を「条例別表第四号に掲げる事業」に改め、「以下同じ。」を削り、同表五の項中「鉄道又は軌道の建設」を「条例別表第五号に掲げる事業」に改め、「（以下「鉄道等」という。）」を削り、同表六の項中「空港等の建設」を「条例別表第六号に掲げる事業」に改め、「（以下「陸上空港等」という。）」を削り、同表七の項中「廃棄物最終処分場の建設」を「条例別表第七号に掲げる事業」に改め、「（以下「廃棄物最終処分場」という。）」を削り、「二十五ヘクタール以上の」を「五ヘクタール以上の」に、「変更後の面積が二十五ヘクタール以上となる」を「面積が五ヘクタール以上増加する」に改める。

別表第一八の項中「廃棄物処理施設の建設」を「条例別表第八号に掲げる事業」に改め、同項第一号中「（以下「ごみ焼却施設」という。）」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ 設置 処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの

ロ 変更 処理能力の合計が一日当たり百トン以上増加するもの

別表第一八の項第二号中「（以下「中間処理施設」という。）」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ 設置 処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの

ロ 変更 処理能力の合計が一日当たり百トン以上増加するもの

別表第一九の項中「工場又は事業場の建設」を「条例別表第九号に掲げる事業」に改め、同項イ及びロを次のように改める。

イ 新設 工場等で一時間当たり使用する燃料の量（発熱量三十九・一メガジュールに相当する当該燃料の量が重油一リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。））が四キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が一日当たり五千立方メートル以上の工場等を設けるもの

ロ 変更 燃料使用量が一時間当たり四キロリットル以上又は平均的な排出水量が一日当たり五千立方メートル以上増加するもの

別表第二十の項を次のように改める。

<p>十 条例別表第十号に掲げる事業</p>	<p>出力の合計が一万キロワット以上のもの</p>
<p>1 水力発電所（水力による電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設</p>	<p>イ 新設 出力が千五百キロワット以上のもの</p> <p>ロ 変更 発電設備の新設を併い、出力が千五百キロワット以上増加するもの</p>
<p>2 風力発電所の設置又は変更</p>	<p>イ 新設 出力が千五百キロワット以上のもの</p> <p>ロ 変更 発電設備の新設を併い、出力が千五百キロワット以上増加するもの</p>
<p>3 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第一条第八号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置</p>	<p>電圧が二十五万ボルト以上のもの</p>

別表第二十一の項を削る。

別表第二二の項中「高層工作物又は高層建築物の建設」を「条例別表第十一号に掲げる事業」に改め、同項第一号中「（以下「建築物」という。）」を削り、同項第二号中「建設するもの」の下に「又は仮設のもの（設置期間が三年を超えず、かつ、当該工作

物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。)」を加え、「以下「工作物」という。」を削り、同項を同表十一の項とする。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三(第九条関係)

対象事業の種類	行 為
一 条例別表第一号に掲げる事業	イ 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請 口 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の第二項の許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による保安林の解除の申請 八 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則(平成十二年岐阜県規則第四十四号)第五条第一項の規定による協議の申出 二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可の申請又は同法第四十二条の二の協議の申出 水 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条又は第二十条第一項の認可の申請又は同法第四十三条の協議の申出 へ 土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の十第一項、第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の認可の申請 ト 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項、第七十七条第二項若しくは第九十五条第一項の認可の申請又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の策定 チ 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律百九十一号)第八条第一項又は第十二条第一項の許可の申請又は同法第十一条の協議の申出 リ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出 又 建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知 イ 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更

三 条例別表第三号に掲げる事業	口 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同法第十八条第二項の規定による届出 イ 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第四条第一項の規定による基本計画の作成 口 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十三条第一項の認可の申請 八 工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による届出又は同法第三条第二項若しくは第六条第二項の許可の申請 二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請 水 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第九十五条の協議の申出
四 条例別表第四号に掲げる事業	イ 独立行政法人水資源機構法第十三条第一項の認可の申請 口 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第九十五条の協議の申出
五 条例別表第五号に掲げる事業	イ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項又は第十二条第一項の規定による認可の申請 口 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第一項の規定による認可の申請
六 条例別表第六号に掲げる事業	イ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する第三十八条第三項の規定による告示 口 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令(昭和三十二年防衛庁訓令百五十五号)第九条の規定による告示
七 条例別表第七号に掲げる事業	イ 廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出 口 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請

「方法書説明会未開催理由等報告書」及び「第15条第4項」並びに「第8条の2第4項（第15条第2項で準用する場合を含む。）」に記載の「**図記類**」の様式を次のとおり定める。

別記第9号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事

様

関係市町村長

住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

環境影響評価準備書提出書

岐阜県環境影響評価条例第13条の規定により、環境影響評価準備書を別添のとおり提出します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	()
対象事業の実施に必要な許可等の種類及び内容	
調査等を実施した者（機関）	
連絡先	所在地 所 属
	電話番号 担当者名

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。
 - 2 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の事業の種類、種類の欄に掲げる事業の種類及び()内には当該事業の種類ごとに要件の欄において示されている内容を記入すること。
 - 3 関係地域及び事業の範囲を示した地図（縮尺25,000分の1程度のもの）を添付すること。
 - 4 「対象事業の実施に必要な許可等の種類及び内容」の欄には、対象事業を実施するにつき必要な許可、認可その他これらに相当する行為の種類、根拠法令の名称及び条項並びに手続の進行状況を記入すること。

受理年月日	年 月 日	整理番号	
-------	-------	------	--

別記第十一号様式中、「第39条」を記し、「第22条」
 「第22条」
 「第34条」
 を「第22条」に改し、「又は別
 表第2」を記す。

別記第十二号様式から別記第十五号様式までの規定中、「第40条」
 「(第35条で準用
 する場合を含む。)」及び「又は別表第2」を記す。

別記第十七号様式から別記第二十一号様式までの規定中「又は別表第2」を記す。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行により改正前の岐阜県環境影響評価条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第一の第一種対象事業又は別表第二の第一種対象事業から除外される事業で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧規則第五条又は第三十七条の方法書が提出されているものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行により新たに対象事業となる事業で、施行日前において改正後の岐阜県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第三の下欄に掲げる行為が行われているものについては、新規則は、適用しない。

平成二十五年二月八日発行

発行者
 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
 岐阜文芸社